



電力・ガス・食料品等価格高騰支援 給付金のご案内

「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」は、物価高騰の影響を受け特に負担感の大きい以下の世帯を支援する新たな給付金です。

- ●令和5年度住民税非課税の世帯
- ●令和5年度住民税均等割のみが課税の世帯
- ●令和5年1月から9月の間に家計急変のあった世帯
- ※本給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を<u>受理</u> した日から4~6週間後が目安です。

支給対象と申請方法

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度 「住民税非課税」または 「住民税均等割のみが課税」の世帯

「家計急変世帯」

令和5年1月~9月の収入が 減少し、**住民税非課税相当** の収入となった世帯



豊島区から**確認書が届きます** (要返送)

※<u>令和5年6月1日時点</u>で住民登録があり、 支給対象と思われる世帯に送付されます。 ※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面①へ

申請が必要です

申請期間:令和5年7月24日(月) ~令和5年10月31日(火)

※申請時点で<u>豊島区に住民登録がある方</u>が 申請できます。

詳しくは裏面②へ

申請期限:令和5年10月31日(火)必着

※申請期日を過ぎての受付はできません。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

- ① 世帯全員が 令和5年度「住民税非課税」または 「住民税均等割のみが課税」の世帯
- (1) 世帯全員が、令和5年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合
- 対象となる世帯には、豊島区から、給付内容や確認事項が書かれた 確認書が届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、 豊島区にご返送ください。
- (2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に豊島区へ転入した方がいる場合
- 給付金を受け取るには、
 申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料とともに 豊島区にご提出ください。





②「家計急変世帯」

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区にご提出ください。
- 給付金を受け取るには、
 申請が必要です。



あらかじめ収入が減少することがわかっている月の収入で給付を申請した場合、 不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、 お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口

8 03-4566-4192

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)